# 明治年間における華僑資本の特性()

| 「 | 作覧 スタ | 中内 (-| 田

直

作

二家の両局(官商一家のたとえば王氏局、銭氏局と十二家公局)の弁銅商人団体と、 場による船隻・品目・数量・金額等についての貿易制限強化と、他方清国側が英清間阿片戦争の敗退、つづく太 は俵物会所との間に行われていた日凊間貿易は事実上消滅に近い状態におちいっていた。日本側の重金主義的立 幕末におよぶとともに、清朝側の官商(官僚商人)一家と額商(十二家の定額に限定される民間特権商人)十 日本側の長崎会所、 ないし

平天国の長髪賊の乱(一八五〇—一八六四)に影響されて、弁銅貿易は縮少の一途を辿っていた。

他面、

欧米資

本の東洋進出は崩壊の一歩手前にあった日清両国の特権と独占により特徴づけられる前期的貿易体制の矛盾を打

日清両国間にも自由貿易時代の開始をみるにいたらしめた。一八四二年の英清間南京条

破して、受動的ながら、

明治年間における華僑資本の特性

—— 187 ——

は

しがき

## 明治年間における華僑資本の特性日

本の安政開国となり、下田、函館のほか、神奈川・長崎・新潟の開港が認められ、自由商売が許可されるところ 約により清国側の五港 (広州・厦門・福州・寧波・上海)の開港と香港島の割譲をみた。ついで、一八五八年日

条約国人であった。右の修好条規の第七条に「両国好ミヲ通セシ上ハ海岸ノ各港ニ於テ彼此共ニ場所ヲ指定シテ 日清両国間にあっては、明治四年(一八七一)七月二十九日の日清修好条規の締結をみるまでは、清国人は無

戸時代と同様再び貿易関係を主軸として展開されるにいたった。 商民ノ往来貿易ヲ許スヘシ」と規定され、両国間の往来が公認されるところとなり、新規に清国人貿易商の進出 をみた。 に集居して、貿易に従事した。すなわち、日清両国間の経済関係は 彼等は諸開港都市の外人居留地に近接するいわゆる「雑居地」(神戸の三宮、大阪の川口、横浜の山下 独占と自由の相違はあっても、江

別に同年の内務省令第四二号の施行細則第二条においては「前掲勅令ニ所謂労働者トハ農業・漁業・鉱業・土木 行政官庁ノ許可ヲ受クルニ非レハ従前ノ居留地及雑居地以外ニ於テ居住シ又ハ業務ヲ行フコトヲ得ス」と規定し、 中条約又ハ慣行上居住ノ自由ヲ有セサル者ト雖従前ノ居留地及雑居地以外ニ於テ居住移転営業其他ノ行為ヲナス コトヲ得」と内地雑居が公認された。さらに、労働者の入国を制限するため、 ハ慣行上居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居及営業ニ関スル制」についての勅令第三五二号第一条により「外国人 右の但書において「労働者ハ特

従来の雑居地から解放されて、内地進出が許可されるところとなった。すなわち、同年七月二十七日「条約若ク

い、貿易商のほかに俗に三刀業=洋服仕立(剪刀)、料理(菜刀)、理髪(剃刀)と称せられる若干の雑業者達が

ついで、明治三十二年(一八六九)七月の条約改正による領事裁判権の撤廃と、内地雑居令の公布 に と も な

- 188

手職的な料理業・理髪業・仕立職・印刷職・塗業・籐細工職ならびに呉服行商等の雑業者、その他家事使用人等 要のないときは取消しうべきことを明らかにしていた。すなわち、右の勅令により如上規定の労働者に属さない 用され、または炊爨もしくは給仕に従事するもの等はふくまないこと、および労働者にあたえた許可は公益上必

建築・製造・運搬挽車・仲仕業及其他雑役ニ関スル労働ニ従事スルモノ」なる旨を明示して、その他の家事に使

ならびに台湾からの供出労働者の入国をみたことがあったが、終戦後その大半は本国に帰還し終っている。 如上、日本における華僑社会は江戸初期から今日にいたるまで、貿易関係を主軸として形成され、明治三十二

の内地進出が公認され、不熟練労働者の入国は原則として許可されなかった。ただ、太平洋戦争中例外的に中国

年の内地雑居令後は若干の雑業関係が附加されるところとなっている。それだけに日本の華僑社会は米・加・豪 その他東南アジア諸国にみられたような複雑な労働者の移民問題による紛争は、終戦後の占領時期を除けばほと 山)、ペルーの銀鉱区、マラヤの錫鉱区その他東南アジア諸地域へ進出した 中国移民は黒人奴隷の 解放後それに んどなく、安定的発展をみている。 たとえば、十九世紀中頃アメリカのカリフオルニア州の金鉱区(旧金山)、オー ス ト ラ リ アの金鉱区 (新金

189

間の械斗、チャーティスト、もしくは労働組合主義者との対立、ことにそのストライキ破り=Strike breaker と 苦力仲立業者の非人道主義的行為、唐人街の阿片、 賭博問題、秘密結社的な公司=Kongsi や堂=Tong 相互 代替する苦力貿易(猪仔貿易)としての不熟練労働者の進出が主軸を形成し、それだけに紛争を起しがちであっ

の名称で総括されるアメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージランドの諸国から移民排斥法によってしめだ しての役割からして、 後に温帯の白人移住者の植民地々域、 いわゆる R・R・の=Regions of Recent Settlement

明治年間における華僑資本の特性

## 明治年間における華僑資本の特性日

される結果になった。

なくとも、各国の事情に即応して各相違した角度からの排華政策きされてきている。 みに定着化を深めている華僑社会に対してなされうる可能性が多分にあり、まだ明確な概念構成の上での批判は をみているが、他面そこには社会概念における人間社会の移植という別個の範疇における植民主義批判が最近と 東南アジア諸国では戦前・戦後を通じて欧米の資本的進出に対する経済概念における新・旧植民主義への排撃

て、 如上の複雑な華僑問題の激化をみることかく、今日でもその人口数は四四、五九九人(一九五九・四・一現 :本の華僑社会は終始貿易関係を主軸として形成され、労働者の入国が原則として禁止されてきたことからし

在)程にとどまり、比較的に安定した社会の形成をみている。

#### 二 地方主義の特性

らかにするため、出身地別に唐寺を創建していた。 ができる。すでに、明末長崎に進出した唐商達は当時の切利支丹禁制の人別改めに対し、仏教徒であることを明 安政開国後、 明治年間におよんで日本に進出した華僑資本の特性として一貫するものに地方主義をあげること

立した。その翌寛永六年(一六二九)に福州帮(三山帮)は別に崇福寺を建立した。右の唐三箇寺は各帮の出身 州地方出身集団、俗に厦門商人ともいう。)は寛永五年 (一六二八) に福済寺 は元和九年(一六二三)に興福寺(俗称・南京寺)を菩堤寺として創建した。ついで、泉漳帮(福建省泉州 (俗称、 泉州寺、 後に漳州寺)

**長崎の唐四箇寺----三江帮(三江は江南・浙江・江西の三省名に由する。 楊子江下 流域の華中集団をいう。)** 

り昆布・館内土神臨時祭・菩薩預り・三時の媽祖祭の輸番制を採用し、三帮の協同化を実現していた。 地の土語をよくする唐僧を住持とする言語共同体の面が明確にされていた。しかも、これら三箇寺は、年番・送

右の三箇寺の草創より約五〇年遅れて俗に広州寺としてしられる聖福寺が延宝五年(一六七七)に 創 つされ

た。 聖福寺は出身地の唐僧を住持としないこと、唐人墓をもたないこと、三箇寺の輸番制に参加しえない点で三

箇寺のごとく同郷団体的構成をもたない、別箇の系統の唐寺であった。広幇は明末には呂宋から台湾、長崎方面 の海上貿易を支配していた泉漳系の鄭氏一族勢力により、清朝の成立後は江浙の弁銅特権商人団体の成立により

同寺との関係を深め、広州寺と俗称されるにいたったものとみられる。 は船員等として来崎した広帮系統の唐人達が同郷的連関はなくとも、一応聖福寺に参詣し、各自寄進捐銀をして 長崎貿易から疎外されがちであったことからして、独自の菩提寺を存続せしめえないで 何れにもせよ、当時の長崎における弁銅貿易をめぐる華僑社会に、広帮をふくめて四地方別団体の成立をみて 後年走り込み、もしく

- 191

いたことが明らかにされる。その場合に、江浙の南京・寧波は弁銅船の出港地であり、いわば荷主の所在地であ 泉漳は額商の多くと、 また官商のために傭船される船主の出身地であり、福州は下級船夫達の出身地であっ

て、

地方別に各相違した機能を果していた。

疎外されて、長崎で他の三幇のごとく公然と社会経済的機能を果すまでにはいたらなかった。 広帮は清代では清朝の対外貿易の地方別分離主義方針と、 泉漳幇の海上戎克貿易における優越的地位からして

如上、江戸時代の長崎貿易において成立をみた広帮をふくめての四帮別地方主義は、その後幕末安政の開国か

ら明治年間におよんでもそのまま踏襲拡大されていった。

明治年間における華僑資本の特性日

### 明治年間における華僑資本の特性口

国内と海外を問わず、中国人の民間社会には自然的所与の血縁・地縁・熟識による人的結合関係が支配的であ 人為的諸団体に自然的人的結合関係が包摂されているのが普遍的にみられたが、日本の華僑社会については

団体がその唐人街に軒を列ねている。サンフランシスコの南北にはキァニー街からポウエル街、東西にはパシフィ ダの中国人人口数は十九世紀末からの移民排斥法により、僅少の人口数にしかすぎないが、なお多くの巨大な姓氏 みたアメリカ・東南アジア諸地域においてみられるような大規模な聚族移居の例はみなかった。アメリカや、カナ とくに地縁関係が終始一貫して支配的であったということができる。 ック街からパイン街にわたる唐人街に現存する姓氏団体で明確にしうるものは二五を算している。ニュー **姓氏団体の不在===日本の華僑社会は貿易関係を主軸として発展してきたことからして、** 労働者移民の進出を . ∃

出身の邱=Khoo 姓=Wong の電話所有者一、○七八名、その家族員数を合算すれば、華僑人口の半数前後を占めるであろう。 救済事業を経営し、老年者に対する年金制度も設けられている。これ等五大姓は集って福建公司を組織し、 何れも巨大の産業をもち、それぞれ輪奐の美をほこる廟宇を保有する以外に学校・公塚(墓地)・農園等の ンガポールにおける姓氏団体でその存在を明らかにしうるものは三四を算する。ペナンには著名な福建省海澄県 人街にも一八の姓氏団体がみられる。バンクーバー市居住の華僑人口約一四、○○○人のうち、広東省出身の黄 クのそれは一五を算する。バンクーバーのキャムベル・アベニューからキャロル・ストリートにいたる狭少な唐 謝=Cheah 楊=Yeoh 陳=Tan 林=Lim のいわゆるペナンの五大姓の姓氏団体があり、 相互

192

のクリー・ 役員は五姓輸番制でペナン島内の城隍廟・水美宮・福興宮・受天宮・金和宮・凊竜宮を管理している。 ブローカーとして名を馳せた邱天徳=Khoo Tian Tek も五大姓のうちの竜山堂新江社邱氏公司の海 前世紀末

房に属する文山堂邱氏公司の董事であった。

団体 福州府福清県の近接村落の出身であり、例せば長崎悟真寺の過去帳所載の福州府人二二九名のうち、二〇一名は 経済的に低位な雑貨・呉服行商等の小商人の多い福州帮に血縁的結合関係が検出される程度である。 日本では労働者移民の入国をみなかったことからして、如上の労働者移民をみた諸国とは相違して有力な姓氏 ないしは大姓、 もしくは政治的・社会的に不穏な秘密結社のごときはその成立をみなかった。 その多くは せいぜい、

していたことが観取されうる、たとえば、張姓の一姓村落の塘北村出身の張氏一族は長崎・福岡・京都・東京各 人の間に多数の同姓、 氏は后営村のごとく、 一姓村落の出身であって、出先の日本における同郷者間、例せば呉服行商元の胴元と行商 ならびに姻威関係にある近接村落の異姓者相互間において、緊密な血縁的結合関係の成立

福清県出身者であった(一九四二年度)。さらに、そのうち張氏は同県塘北村、葉氏は西葉村、劉氏は西安村、

陳

193

が、 地の華僑団体の要職を占め、有力な血縁的組織網をもっていた。だが、同姓的に相集会することあったであろう 姓氏団体を組織するまでにはいたらなかった。終戦後、神戸に成立した黄姓の同族会がおそらく日本で結成

される。 された最初の姓氏団体であり、台湾系華僑のうち黄姓の有力者の輩出したことが、その成立を促したものと推測

#### 三 広帮の進出

大姓集居、ないしは姓氏団体、もしくは不穏な秘密結社の成立をみなかったことを明らかにした。江戸時代長崎 前述するところにおいて、日本の華僑社会が、貿易関係を主軸としたことからして、 明治年間における華僑資本の特性 労働者の集団移動による

の弁銅貿易における唐四箇寺にみられる地方的帮別構造は、安政開国以降の各開港都市の華僑社会においても踏 明治年間における華僑資本の特性日

襲されるところとなった。ただ、切利支丹禁制から余儀なくされた寺院としてではなく 同様の公所・会館形式のもとに設立されていった。 本国各都市におけると

て積極的な進出をみたことであった。江戸時代長崎貿易において泉漳・三江・福州の三帮に同等に仲間入りしえ その場合に、江戸時代と相違する傾向は、弁銅貿易に際して疎外されていた広帮が、安政開港後他帮に先駆け

述のごとく清国人は無条約国人であったから、幕末から明治初年にかけての日清貿易は、日清両国人以外の欧米 なかった広東人が、このような帮派的対立、ないしは清朝側の地方分離主義的政策の障壁をのりこえて、神奈川 兵庫・函館等の各開港都市へ真先へ自由進出をしていった。 明治四年の日清修好条規の締結をみるまでは、

かった。 広帮系買弁資本===イギリスが一八四二年の南京条約第三条により、香港島の領有後、さらに一八六○年締結

代から密接不可分の関係にあった広東人を使用人・通訳、ないしは買弁として日本へ随伴せしめるものが少くな

南京条約後は香港方面に根拠をおいた結果、既往の広州十三行夷館(一七二〇―一八四二年間存続)時

た広州、

諸外国資本の第三者的介入により営まれていた。かつ、これ等の欧米資本はかつての清国側の貿易独占港であっ

194

Corporation(設立当時は Company 一八六六年法人 として Corporation に改組)は一八六〇年八月に 設立さ を確立しており、香港における華僑資本も「イギリス資本と併行してその買弁資本としての着実な発展をみてい 在華イギリス資本の協同設立によるその中核体ともいうべき香上銀行=Hong Kong, Shanghai Banking

の北京条約第六条により、九竜市街の一部約四平方哩を領有し、香港は名義上、実質上の自由貿易港として地位

れ、翌一八六五年四月から資本五〇〇万ドルをもって業務を開始していた。一八六九年にはスエズ運河の開通、

してきわだった政治的機能と自治機構としての役割をも果しているが――の落成式の主催者としての値理主席の 救済するための東華(広東華人の略)医院=Tung Wah Hospital——それはその後、香港中国人社会の主軸と 一八七一年には香港・上海・ヨーロッパ間の海底電線の開通をみていた。その翌一八七二年二月貧病の中国人を

Jardine,Matheson & Co. の買弁伍祝、 巴士頭洋行=Pustau & Co. の買弁黃獒=Wong San 新公司買弁張 梁電漢は洋行買弁であり、 その他総理の蔡亜接は太平洋行=Gilman & Co., Ltd. の買弁、その他怡和洋行=

継、Smith, Kennedy & Co. の前任買弁陳定之等が紳商として参加し、まさに買弁資本の 全盛期への一歩をふ するにとどまらず、さらに安政開国とともに、一八五九年(安政六年)には組合員の若冠二五才のケズウィック であり、そのイギリス資本の尖端をゆく怡和洋行は香港の第一区劃、ついで上海英租界の第一区劃に商社を開設 みだしていた。しかも、これ等の買弁は何れも広東人であった。中国における買弁制度の創設者はイギリス資本

195

設せしめていた。 するトロアズ号(七○○トン)に便乗せしめて日本に派遣し、神奈川税関に隣接して「英一番館」の出張所を開

=William Keswick of Eastwick Park, partner 1858—1912 をホルムズ船長=Captain Henry Holmes の指揮

じく太古洋行=Butterfield & Swire の買弁楊氏もまた広東人であった。 出に際しても、使用人ないしは買弁として多くの広東人を随伴していった。怡和洋行の上海支店の買弁潘氏、 イギリス資本をはじめとする欧米資本が香港根拠地から、上海等の中国の各地、さらに日本への商業資本的進

同

十九世紀後半の中国市場では、インド市場の場合のごとく、まだ産業資本的進出をみることなく、イギリス資

明治年間における華僑資本の特性日

#### 明治年間における華僑資本の特性〇

Navigation Company の設立と、一八四五年その汽船メリー・ウッド号の 香港への到着、スエズ 運河の開通、 一八四〇年ヨーロッパ・東洋間の航路に従事するピー オー汽船会社=Peninsular and Oriental Steam 本は商業資本的活動に終始していた。交通機関の発達、たとえば一八三五年中国に始めて汽船ジァーディン号の

海底電線の開通にともなう、いわゆる若干誇大な表現の流通革命=Commercial Revolutionにより、 かつての阿

片貿易・茶貿易等における自己計算取引による商人貴族の地位から買付委託・積送品取引の手数料商人へと在華

欧米資本の地位は後退していっていた。 右のごとき情勢変化に即応して、 イギリス資本は下部構造=Infrastru-

崎の唐館貿易では泉漳・三江・福州の三帮が支配的地位にあったが、開国後の神奈川・兵庫等の居留地貿易では 商人資本としての立場が固守されていた。日本に対しても前節に明らかにした通り商業的関心にとど まっ て 建物・土地の不動産関係とガス・水道・電話・電燈等の公共事業に進出する程度であって、あくまでもなお海上 cture た。それだけに明治年間初期欧米資本に附随して進出した広帮系商人も買弁的機能を果すにとどまっていた。長 の海運 ・埠頭・倉庫・造船・保険・銀行等の補助商業部門の拡充投資に重点をおき始めたが、 それ以外は

196

江戸時代疎外されていた広帮系の進出が顕著であった。 今日でも、横浜・神戸において広東省人が支配的地位を占めることは明治初期の情勢の影響によるものといえ

次独立在留者としての有力華僑資本の進出をみるにいたった。 次に明治年間初期における各開港都市への諸外国人の進出状況をみれば、第一表の通りである。 当初は欧米人のコック・ボーイ等の外国人従者としての進出から、明治四年の日清修好条規の締結後は漸

第一表によれば、 諸外国人のうち華僑人口数は六四・八%を占め、そのうち横浜もっとも多く、ついで長崎

为								
居留地別	東京	横浜	大 阪	兵 庫	長 崎	新潟	函館	合計
国 別	! !					1		
アメリカ	42	187	25	63	34	-	3	354
イギリス	26	405	16	193	103	10	18	771
ロシア	-	37	_		10	_	1	48
オランダ	· -	38	_	10	2	-		50
フランス	13	102	_	10	20	5	10	160
ポルトガル		31		8	4	_	_	43
ドイッ	5	195	4	42	19	5	2	272
スイス	1	27	_	_	<del>-</del>	_	_	28
ベルギー	_	11	_		1	_i	_	12
イタリー	· -	15	_	1	5	1		22
デンマーク	· _	9	_	4	10		_	23
スエーデン	_!	14		_			_	14
スペイン	: -	30	_	ı —	_		_	30
オーストリア		4	_	3	10	_		17
ハワイ	-:	3	_	3	<del>-</del>	_	_	6
. 清 国	21	2,172	115	516	549	i	33	3,406
		(内女309)	(内女5)	(内女91)	(内女59)	0	(内女4)	İ
計	108	3,280	162	853	767	21	67	5,258
hele	who that is	431 44 MM. / F	17 VE 4- M	****				

第一回帝国統計年鑑(明治15年篇纂)

平の四邑、即ち広州肇慶に属する商人団 禹 墓地管理をする稲佐の悟真寺の同帮衆商 設立された。この場合の広帮は厳密には 集の場所として、「栄遠堂嶺南会所」が するものの増加をみ、仮条規の締結後明 兵庫 体であって、客家系・満州系は一、二み の過去帳によれば、主として南海 治四年(一八七一)一〇月広帮衆商の宴 あっただけに、 横浜・兵庫は広東人勢力が終始支配的で るだけであり、琼(海南島出身)帮のご ちにも汲み取られる。 する広帮の積極的進出の傾向が前表のう (一八六二) 頃から広東人の長崎に進出 何れにもせよ、安政開国後同治初年 順徳の三邑、新会・新寧・開平・恩 大阪・ 函館の順位となっている。 開国後の欧米資本に附随 番

客家系の進出をみなかったことも、既述の通り労働者の入国禁止の原則にもとづくものといえよう。 ときは一名だに見出しえなかった。 右の嶺南会所は明治一七年「合福堂広東会所」と改称し、 マラヤ連邦やサラワクの共産主義運動で主体的役割を果してきた海南島系 規約を定め、会員の権利・義務の別を明確にして、

その組織を強化した。会所の宗教的祭祀は幕末以降と同様、 聖福寺を中心として行なわれ、墓葬は悟真寺の専ら

掌るところとなっている。 り成立した広東会所は、その基本財産額において長崎における各帮中第一位を占めるにいたった。 江戸時代は他の三帮の下位にあったが、開国後帮別障壁をのりこえての自由進出によ

織したのは明確ではないが、明治九年とされている。 神戸における広帮――慶応三年(一八六七)十二月開港された兵庫その後の神戸で、 明治四年七月二十九日調印された日清修好条規が明治六年 広帮が 「広業公所」

三月九日批准されるとともに、神戸における広東・福建・三江の三帮から各総代八名が選出され、政府との交渉 の連絡にあたった。 初広東・三江の両帮の大半が大阪に進出していた結果であった。だが、 いたから、公所の建設をみなくとも帮組織の成立していたことは明白である。 これらの総代は明治十年理事処、その後の領事館(明治一一年一一月設置)の顧問となって 広帮の貿易範域は香港・南洋方面 広業公所の建設の遅れたのは、当

を輸出入港とするにいたったことからして、日清戦争直後、広帮系商人は神戸に大挙移転した。その後、 インドシナ・ビルマ・タイからの米穀・雑穀・皮革類の輸入と海産物・陶磁器類の輸出が、 明治三 神戸

一であ

198

六年におよんで、 広業公所の建設をみた。 神戸における広東人人口数が支配的であったことは明白であるが、 明

兵庫県在住民国人出身者別人口表を参考のためあげれば、第二表の通りである。 治年間の出身別華僑人口数についての記録に不足するから、その実数は明らかにしえない。後年の昭和一五年末

兵庫県在住民国人出身省 りであり、 第2表 おいて、 ち優位を占めていたのは銀行買弁であった。為替銀行は買弁を仲介として為替手形を買取り、 を余儀なくされていた。 る買弁資本としての立場が優越していた。 つ ている。 買弁資本のうち、 人口(昭15年12月来日調) ;の名は為替業者仲間でことに著名であった。 華商振出の荷為替手形はすべて銀行買弁の保証を必要としたため、その収入も少くなく、香上銀行買弁の葉 省 别 華商振出の手形の裏書をし、 後年正金銀行神戸支店の戦争直前までの買弁のみは福建人の王氏であったが、なお広東人鮑氏の協力 右の社員数には神阪華僑社会における広帮の優位が明らかにされる。 1,555 2,702 広 1,147 東 403 江 563 966 蘇 348 197 545 淅 江 欧米貿易商社に従属する買弁は日清戦争を境として消滅していった。 370 145 福 建 225 170 Щ 49 東 121 75 45 30 安 緻 洄 49 32 17 北 3 3 湖 北 4,880 合計 2,892 1,988 銀行の買取を容易ならしめ、 兵庫県庁調査 これ等神戸における買弁資本は専ら広東人であったことは前述した通 名 四 쬾 四名の社員は各帮の人口数、 されている。 団体であった神阪中華会館の大正一五年度の社員名簿によれば、 の 集成団体の一般的特性でも 前表では、 五%で、 湖 三江帮六名、 当時の銀行買弁の実態をしるための参考として下記註に日本系 北 は三二・五%、 広帮が過半数を占めている。 広東人は五五・四%を占め、三江系(浙江・ そのことは今日のシンガポールの中華総商会始め華僑 福建帮三名、 振出人・銀行の双方から保証料を徴収して 福建系七・六%、 経済勢力に比例按分して地方別に選出 あ 北帮二名、 つ て、 明治初期には欧米資本に随伴す 帮別に按分され、 神戸・大阪の華僑の集成 南帮一名、不明一名とな 北部系 その後の買弁資本のう 買弁は自己の名に <del>ш</del> 広帮 河 北

明治年間における華僑資本の特性

江蘇・

安

明治年間における華僑資本の特性

其銀行の買弁契約証書の実例をあげておく。 何れも現金出納業務をも引受けていた。 なお、 正金銀行の買弁以外の諸外国銀行の買弁は為替業務の

貨物の運賃に対する手数料をも収得していた。諸外国汽船会社は貨物獲得競争のために、買弁を利用する傾向が 欧米系汽船会社の買弁も現金出納業務を担当して、一定の給料をうけるほか、買弁を通じて獲得された華商の

加していた。民国二年(一九一三)度の 洋行部の代表には 藍抜群(香上銀行買弁)、楊寿彭(マッキンノン・マ 広帮系の買弁資本は広・三江・福の三帮と相ならんで別に「洋行帮」を形成し、神阪中華会館の紳董公議に参

あり、運賃割戻金の慣行すらみられた。

ていた。昭和二七年五月神戸の広業公所で開催された神阪七団体代表連合会議で審議された国民政府への陳情に ては物的担保を提供して 物的信用関係を設定し、 米資本主義経済との取引仲介機関として買弁は華商側に対しては人的信用関係、その専属する外国商社側に対し ッケンジ汽船会社買弁)、曽茀臣(チャータード銀行買弁)がみられた。藍抜群が理財の地位にあった。 如上、血縁・地縁集団による人的信用関係の支配する華僑社会と、個人主義的な物的信用関係に基礎をおく欧 東西の相互異質社会の 契約関係の促進拡大に 寄与せしめられ

200

関する案件の第三の要請の「通商貿易の調整」のうちに、銀行・船舶・保険業の商業補助機関については、

広帮系貿易商は香港におけると同じく広東系の貿易商、 いわゆる南北九八行・金山弁庄・南洋弁庄・港菲弁庄 的貿易から積極的貿易への確立を本国政府側に要請するまでに事態の進展をみていた。

とを訴え、本国政府にこれ等補助商業機関の急速な拡充実現を要請している。華商側自体から買弁の廃止と受動 を通じて諸外国商社のそれ等の利用を余儀なくされ、現状では大阪に中国銀行支店の設置あるのみにすぎないこ

等の延長であった。何れも輸出入問屋業者であり、南北行は華北、 庄は対東南アジア貿易、 港菲弁庄は対ヒィリピン貿易に従事していた。相互に緊密な地縁関係の上にネットウワ 華南の沿岸貿易、金山庄は対米貿易、 南洋弁

ルマ米、 クが形成されていた。 雲南・マラヤの錫、その他皮革等の輸入の他面、 在神広帮系華商はこのようなネットウワークの上にジャワ糖、 海産物・陶磁器・雑貨等、 日清戦後は綿糸・綿布・ シャム・インドシナ・ビ

ツ・燐寸等の軽工業品の輸出に従事していた。 日露戦争後は邦商の直輸出、邦船の航路網による産地への直積取からして、香港の仲継貿易港としての地位 の

った。 たらなかった。 部門から雑業部門への転換に際しても、 業資本から産業資本への近代化への実現をみないで、料理業・雑貨商等の雑業部門への進出へと移行した。貿易 後退をみるとともに、 明治年間における著名な広帮系貿易商としては、裕貞祥・同字泰・同茂泰・得人和等の商号があ 広帮貿易商の問屋的介入もその後退をみていった。このような情勢変化にともなって、 依然として旧套的な伝統主義的社会構造から完全に脱却するまでには 商

201

は大正年間以降であった。それ等広帮系雑業者団体をあげれば次の通りである。 なお、 華厨連義会=広東省出身コックの相互扶助団体、 貿易商のほかに、 明治初期から多数の雑業者達が併行的に進出していたが、 大正一一年二月設立。 それ等が団体を結成したの

神戸華僑塗業同業公会=広東省出身塗業者団体、大正一四年五月設立。

神戸華僑海務連合倶楽部 = 広東省出身検数業者団体、

大正一四年五月設立。

四、旅日鶴邑(鶴山県)同郷会=広東省鶴山県出身印刷業者団体

明治年間における華僑資本の特性〇

### 明治年間における華僑資本の特性員

貿易商の場合と同様、これ等雑業者、

ならびに職人達は孤立することなく、

地縁・

同職の線に沿って、

自治集団生活を展開していた。 自由に緊密な相互扶助団体を組織し、 横浜における広帮===次に、安政六年正月神奈川、その後の横浜へも神戸の場合と同様、 日常の職務から私生活の末端にいたるまで、各自の団体を中心としての 欧米資本の買弁、 使

五年には横浜在留清国人数九六三名、同十年には一、一四二名、同十五年には二、一五四名、同二十年には二、 五七三名と増加の一途を辿っていた。 用人として広東人の進出をみた。今日にいたるまで在浜広東人は各帮を凌駕して圧倒的多数を占めている。明治

輸出入面とも神戸に圧倒され、大阪にも後年専ら輸出面で大きく引離されてきていた結果によるもの と い えよ のごとく純然たる貿易業者団体ではなかった。このことは横浜が阪神方面に比較して対華貿易上の地位が低く、 あった。貿易商のほか両替商・料理業者・検数業者等の支配者層のみに加入が限定されていた。 神戸の広業公所

二、一七二名であって、当時の留日華僑の五八・一%が横浜に集中していた。横浜における最初の広帮系の団

前掲第一表にも明らかにされる通り、明治十三年度留日清国人総数三、七三九名のうち横浜へ在留 の

ものは

202

として成立したのは明治三十一年四月創立の「親仁会」であった。親仁会は横浜広帮系商人支配層の親睦機関で

横浜における広帮系雑業者団体として明らかにしうるものは、神戸の場合と同様その設立は大正年間以降にな なお、 明治四十二年度における広帮系貿易商には広生和号(盧棣生)以下一九家があった。 それ等の進出の多くは明治初期から中期頃までに遡りえられることはいうまでもない。その雑業者

団体としては次の通りのものがみられた。

一、京浜華厨会所=東京、横浜の広帮系料理職人団体、大正七年六月設立

二、人和会=広帮系籐器製造業団体、昭和四年十二月設立

山下町中華料理業組合=広東省新会・高要・高明各県出身中華料理業者団体、 昭和一〇年一月設立。

四、中華検数倶楽部=広帮系検数業団体、昭和一四年一二月設立。

と、従業員との垂直的結合の同職団体であった。

横浜では、広帮系人口数が多数を占めただけに、

上位団体の親仁会の下位に、右の雑業者団体のほかに、

次の

右のうち、分と闫は同じく料理業に関連していても、 前者は職人団体、 後者は業主団体であり、 口と四は業主

通りの出身地別団体が成立していた。

四邑公所=広東省新会県・台山県・開平県・恩平県出身者団体、大正八年四月設立。

要明公所=広東省高要県・高明県出身者団体、大正九年一月設立。

三、三邑公所=広東省南海県・番禹県・順徳県出身者団体、大正一○年九月設立。

右の四邑と三邑の公所員の業種は両替商・雑貨商・料理業・塗業・印刷業等多岐にわたっているが、

要明公所

広帮は厳密には「広肇帮」であって、同じく広東省であっても、 禹・順徳の諸県は広州府属の諸県であり、開平・恩平・高要・高明の諸県は肇慶府に所属しているから、 員は専ら料理業者であって、地域と職種の固定化がみられる。 右の出身地別諸県のうち、新会・台山・南海・番 客家・潮州・琼州 (海南島) 出身者はみいださ 横浜の

「広肇帮」は福建帮の商人的性格に対し、広東省珠江デルタの稲作地帯の農民出身であって、職人的、 明治年間における華僑資本の特性〇 ないし

れない。

この傾向は日本の各開港都市の広帮にも妥当していた。

- 203 ---

## 明治年間における華僑資本の特性日

理業・印刷業・塗業・籐細工業等の職人的熟練による手工業方面を主要業務部門としていた。本帮は、かつての ゴールド・ラッシュに便乗してアメリカ・豪州方面の金鉱区、ないしは鉄道建設、マラヤ・インドネシアの錫鉱 は生産労務的傾向がつよく前面におしだされていた。それだけに、横浜では香港と結びつく貿易業のほかに、料

者達の進出の阻止されていたことは前述した通りである。 区、もしくは道路建設における重労働者としても勢力範囲を画定していたが、日本へは不熟練、ないしは重労働

は広東省人であるといわれるだけに、欧米資本の進出するところ広帮が随伴し、開国後から戦前にいたるまでの 開国後日本に進出した欧米資本の根拠地は香港であり、香港島が広東省に所属し、今日でもその人口の七五%

時期において長崎・神戸・横浜における広帮の支配的地位が形成されてきていた。(未完) (1)江戸初期以降の日本における華僑問題につ いて は、内田直作著「日本華僑社会の研究」同文館、 昭和二四年刊行を

204

終戦前後の日本における華僑経済問題に つ い て は、内田直作篇「留日華僑経済分析」河出書房、 昭年二五年刊行を

(2)

ベルーにおける苦力貿易については、 Watt Stewart, Chinese Bondage in Peru, A History of the Chinese

アメリカの金鉱区における華僑労働者の紛争については、呉尚鷹篇著「美国華僑百年紀実、加拿大附」香港、一九五

中心として」東洋文化、第七号所載をみよ。 マラヤ錫鉱区における華僑労働者の紛争については、内田直作論文「華僑資本の前期的性格— Coolie in Peru, 1849---1874, Durham, 1951 をみよ。 マンーの陸右財閥を

- (3)法務省「在留外国人統計」昭和三五年四月、第二頁。
- (4)陳匡民「美洲華僑通鑑」ニュー・ヨーク、一九五〇年、第二二六―七頁。
- (5) U.B.C. Thesis, A Study of the Chinese Community in Vancouver, p.3. ピナンの五大姓として著名な姓氏団体=Jee Seh Societies は次の通りである。

(6)

- 一、新江社竜山堂邱氏公司=Khoo Si Kongsi
- 石塘社宗徳堂謝氏公司=Cheah Si Kongsi
- 三、霞陽社植徳堂楊氏公司=Yeoh Si Kongsi
- 頴川堂陳氏公司=Tan Si Kongsi
- 五、九竜堂林氏公司=Lim Si Kongsi
- 林氏公司はその子孫が福建省から広東省へ分散していったため、現在では両省出身の林姓に開放されるところとなっ 創設の際は何れも福建省海澄県出身の同姓村落団体の再現であったが、その後陳氏公司は福建省の陳姓に開放され、

えない。邱氏公司がもっとも有力であり、前三者は何れも一姓村落出身の封鎖的団体として終始している。後二者も による豊富な財政内容をもって、依然として健在であった。五大姓の右の順位はそれぞれの勢力順位とみなして差支 今夏ペナンを訪問した際にも、右の五大姓は戦後修茸を重ね、学校を増築する等、何れも土地・家屋・信託金の収入

205

- (7) 「香港東華三院発展史」、東華医院創院九十年之沿革、香港、一九六一年刊行、第一頁 右の五大姓については、さらに別稿により詳説することを期している。
- Jardine, Matheson & Co. afterwasds Jardine, Matheson & Co. Limited, An outline of the history of a

(8)

明治年間における華僑資本の特性 China House for a hundred years 1832-1932, Hong Kong, Privately printed 1934, p.33.

明治年間における華僑資本の特性

(9) 戦前神戸における日本側某銀行の買弁契約保証書の内容は次の通りである。

A(買弁)及B(買弁経理)対当店(日本側銀行)間手形売買、保証金、提供並ニ根抵当権設定契約証書ノ事

債権者 神戸市日本側銀行支店代表者支配人

根抵当権設定契約証書正本

債務者 A (買弁)

為替仲買商

担保提供者 B(買弁経理)

本証書作成ノ便宜上日本側銀行神戸支店ヲ甲、買弁Aヲ乙トシ、B(買弁経理)ヲ丙トス

第一条、甲ハ乙ノ裏書又ハ保証ニ依リ若シクハ乙ノ手ヲ経テ荷為替手形(D. P. Bill)又ハ手形引受ニ対シ附属書 類 引 渡

206

シ条件付荷為替手形(D.P.Bill)ヲ買取ル事ヲ約諾ス。

乙ハ前項所載ノ取引ニ対シ予メ手形ノ金額、期日、振出人及引受人ノ氏名相場及受渡期日ヲ記載シ、是ヲ本人又ハ乙

替手形ニ限ル可キコトハ勿論場合ニ依リ甲ハ当該関係荷物ノ検閲ヲ為スコトアルヘシ、甲ハ以上各項ノ規定ニ準シ信 ノ代理者ニ於テ認印シタル覚書(Exchange Contract Slip)ラ其都度甲ニ提供スヘシ、前項取引ハ甲ノ承認スヘキ為

用為替手形 (Clean Bill) ヲ買取ルコトアルヘシ。

第二条、甲ハ乙ノ手ヲ経テ海外向ケ電信送金及送金為替手形並ニ送金小切手ヲ甲ノ指定シタル相場ニヨリ売渡スコトヲ約

但シ右ハ予メ本文電信送金又ハ送金為替手形幷送金小切手ノ金額買取人氏名相場及受渡期日ヲ記載シ、之ニ乙本人又 |本人代理者ノ署名又ハ認印シタル覚書(Exchange Contract Slips)ヲ其都度甲ニ提供スヘシ。

第三条、前第一条及第二条ノ取引ニ対シ当分ノ間乙ハ必ス丙ノ裏書又ハ保証或ハ丙ノ承認セル認印アル覚書ヲ添ヘテ甲ニ

提供スヘシ、但甲ハ都合ニ依リテ乙ニ対シ全部又ハ一部ノ取引ヲ拒絶スルコトアルヘシ。

第四条、乙ハ甲ノ承諾ヲ前第一条及第二条記載各為替取引ノ為メニ要スヘキ使用人ヲ雇傭シ得ヘシ、此場合ニ於テ其使用 ハ甲ニ向ケ為シテル総テノ行為ト乙ハ甲ニ対シ全然自己ノ責任トシテ本契約ニ依り其義務ヲ負担スルモノタルコトヲ

第五条、前第一条ノ取引ニ対シテ丙カ裏書又ハ保証ヲナシタル場合ハ勿論単ニ丙ノ手ヲ経テ甲ニ提供シタル場合ト雖モ本

取引ニ係ル一切ノ事故ハ総テ乙ノ責任タルコトヲ承認ス、手形引受拒絶又ハ支払拒絶セラレタル場合拒絶証書ノ作成

用ヲ甲ノ請求次第即時甲ニ弁済スルモノトス。 又ハ償還請求ノ通知等法定手続ノ有無如何ニ拘ラス乙ハ其手形面金額及利息井ニ其他之ニ依リ生スヘキ一切ノ附帯費

第六条、第一条及第二条ニ掲ケタル為替表記契約ニ対シ、対手方ニ於テ其契約ヲ履行セサルトキハ為替売買差金及其他本

207

取引ノ不履行ヨリ生スル総テノ損害ハ如何ナル場合ヲ問ハス直接乙ノ債務トシ甲ノ請求通リ即時乙ニ於テ支払フモノ

第七条、甲ハ前第一条ニ依リ乙ヨリ買取リタル為替手形ニ第二条ニ依り乙ヲ経テ売渡シタル電信送金、送金為替手形又ハ 送金小切手ニ対シ甲ノ定ムル割合ニ基キ取扱手数科ヲ乙ニ支払フ可キコトヲ約諾ス。

第八条、乙ハ本契約ニ依リ生スヘキ債務履行ノ一部ヲ担保トスル為メ保証金トシテ現金五万円ヲ甲ニ提出シ甲ハ正ニ之ヲ 受領シタリ。

第九条、右保証金ニ対シテハ甲ハ年八分ノ利子ヲ附シ毎年六月二十七日計算ノ上甲ヨリ乙ニ支払フモノトス。 第十条、乙ヵ本件債務ヲ履行セサルトキハ甲ハ前記保証金元利ヲ其払戻期限ノ如何ニ拘ラス又何等ノ手続ヲ要セス随時ニ

乙ノ債務弁済ニ充当スモ乙ニ於テ異議ナキモノトス。

明治年間における華僑資本の特性日

明治年間における華僑資本の特性

第十一条、丙ハ第一条、第二条、第四条、第五条、及第十二条ニ依り乙ヵ甲ニ対シ負担スルコトアルヘキ債務ノ内金五万

円ヲ限度トシ其弁済ノ担保トシテ丙及某所有ノ左記不動産ニ対シ第一順位ノ根抵当権ヲ設定ス。 右物件ニハ内外取締其他建物ノ本体ヲ毀損スルコトアラサレハ取離スコトヲ得サル諸種ノ造作物、水道雪隠及各種付 根抵当物件ノ表示

第十二条、乙ハ本件第一条乃至第五条ニ至ル取引ノ一切ヲ丙ニ為サシムルコトアルヘシ、此場合丙ノ為シタル行為ハ仮令 乙ノタメニ為シタルト自己ノ為ニ為シタルトヲ問ハス総ヘテ乙ノ責任トシテ乙ハ本契約各条項ニ従ヒ甲ニ対シ直接ニ 属物品物一切現時有姿ノ侭附属ス。 其責ニ任スルモノトス

第十三条、本契約締結日時前既ニ甲乙又ハ甲丙間ニ取引サレタル一切ノ債務関係ハ遡リテ本契約ニ依リ乙ハ甲ニ対シ其義

208

第十四条、本契約ハ甲ノ都合ニヨリーケ月前予告ヲ以テ解約シ得ルモノトス、但此解約ノ場合ニ於テ其当時残存セル乙ノ

甲ニ対スル債務ハ総テ本契約ニ依リテ処置スヘキモノトス。

務ヲ負担スルコトヲ約諾ス。

第十五条、丙ハ前掲抵当物件中建物ニ対シテハ確実ナル火災保険業者ト価格相当ノ保険契約ヲナシ其被保債権モ其々本債

約ハ本件債務存続中間断ナク乙ノ計算ニ於テ之ヲ継続シ、担保ノ目的ニ供スル事。 キ場合ノ生シタルトキハ甲ニ於テ直接之ヲ受領シ弁済期限ノ到否ニ拘ラス本債務ノ弁済ニ充当スルコト、但右保険契 務ノ担保ニ供シ権利質ヲ設定シ保険業者の承諾ヲ求メ保険証書ヲ甲ニ交付シ置ク事、而シテ若シ保険金ヲ受取リ得へ

合ニ於テ保険料ノ立替ヲ為シタルトキハ丙ハ其保険及相当ノ利息並ニ附帯費用ヲ即時ニ弁済スル事。

若シ丙ニ於テ此手続ヲ為ササルトキ甲ハ任意ニ同一保険業者又ハ他ノ保険業者ト価格相当ノ保険契約ヲ為スヘク此場

第十六条、担保物件ニ対シテハ従来他ニ賃借権ノ設定登記貸料敷金ノ前収又ハ該地代ノ滞納其他何等物権ノ設定ナキコト ヲ丙ニ於テ明言シ尚此担保権存続中所有者ハ以上ノ如キ契約行為ヲナササルハ勿論苟クモ担保物件ノ価格ヲ滅殺セシ

ムルカ如キ甲ニ不利益ナル所有ヲナササル事。

第十七条、乙ヵ本件債務不履行ノ場合ニ於テ丙ハ抵当権ノ実行ヲ受クルモ異議ナキ事s

又本根抵当権実行ノ場合ニ於テ本根抵当物件ノ構造坪数員数等ニ異動アルコトヲ発見スルトモ競売ニ対シ異議ヲ主張

セサルベク又本根抵当物件ヲ併合又ハ分割シテ競売ニ附セラルルヤ否トハ甲ノ任意ニ依ルヘキモノトス。

第十八条、乙ヵ本契約ヲ履行セサルトキハ甲ノ任意ニ本根抵当権ヲ実行セラルヘキハ勿論其実行前別途ノ総財産ニ対シ直

ニ債権ノ執行ヲ実施セラルルモ異議ナキモノトス。

Edward Szczcpanik, The Economic Growth of Hong Kong, London, 1958, p. 30. 広東省人七五%説は一九

(10)

五四年ハムブロー報告=Hambro Report 第一三表による。

209